

昭和六十年二月二十四日 史跡めぐり資料

第一二二六回

史跡めぐり資料（野田市内）

愛宕神社

野田郷土博物館

市民会館

越谷市郷土研究会

理事 木原徹也

第一二六回 史跡めぐり

とき 昭和六十年二月二十四日 (日)

集合 北越谷駅前 午前九時二〇分 集合

午前九時四〇分 出発

行先 野田市内愛宕神社・西光院―野田郷土博物館―市民会館(醤油造家旧邸)

コース 北越谷<sup>バス</sup>―「愛宕神社」下車・愛宕神社・芭蕉句碑他・西光院・至徳泉<sup>バス</sup>―「キッコーマン前」下車

野田の古い屋並―野田郷土博物館―市民会館(昼食・下律谷博物館長講演)―「弁天」乗車<sup>バス</sup>―北越谷駅

講師 野田郷土博物館長 下律谷 達男 先生

案内者 木原 徹 也

会費 円(交通費・資料・保険料・その他)

但し昼食は各自持参

越谷市東越谷4-9-1

市立図書館内

越谷市郷土研究会

電話 65-2655

野田市は醤油業との関係が深く、醤油工業と密接な関係をもつて発展してきた都市といえる。

ここに近世の野田の歴史は、醤油造家の歴史をめぐらしては語れない。

このように特異な発展をした野田市であるが、下総台地の西北部に位置し、台地に海の入り込んだ当時の地形は、人の生活するのに適応していったためか、野田市付近での人間の生活の歴史は古い。

最も古いところでは、一万年以上前と思われる無土器時代の遺物が市内から何点か発見されている。

次の縄文時代の遺跡(貝塚)は市内各所に豊富に分布しており、狩猟・漁獲を中心とした縄文人の生活の場として大いに栄えたようである。

この後時代の変遷とともに消長はあったようであるが

「兼正元年(西五五)閏六月十八日、或氏は総州葛飾郡古河景、このすこ  
う所に屋形を立、関宿の城に築田を籠、野田城に野田古馬助を籠置、

(鎌倉大草紙)

とあり、この前後より野田あるいは野田氏が歴史上に現われる。  
また野田郷の飯田某が醬油を始醸し、甲州武田勢に納め、  
川中島御用醬油」となったとの伝えもある。

さらに「天正十八年（一五九〇）岡部内膳正長盛、上総、下総  
のうちにおいて一万二千石をたまひ下総国山崎に住す……」  
〔寛政重脩諸家譜〕とあり、この頃より本格的な町の形成がおこる  
をわれ、以降幕領旗方知行地となり郡代の支配が続く。  
明治維新を迎え、現代へと続くが、この明江戸中期以降は  
醬油醸造は農間醬油造りから脱皮し、醬油仲間を結成し、  
商業資本による本格的事業となり、当時既に現在の野田市の  
原形はほぼ出来上っていたと思われる。

# 一 愛宕神社

## ○野田山神宮寺跡

野田愛宕山は、口碑によると、延長元年に山城国愛宕山から、加具土命の神靈を分つて、この地に祀つたと伝えられています。往時は、愛宕大権現と称しました。別当西光院の文書によりますと、愛宕神社の再建は、文政七年、西光院十九世住職真海の発願によつて、二十世住職実相が完成したもので凡そ十年の歳月を費しています。そして二十三世栄存を最後として社寺を分離したものであります。

当時山城国愛宕山は、密教の道場として加具土命を祀り、本堂に將軍地藏菩薩を安置して、本地とし、愛宕大権現と称していました。これは、我が国に仏教が渡来して神仏混交の風が流布いたしましたので、養老年間に藤原武智鷹が神宮寺を造り、神社仏閣を並行させて説経祈禱等をいたしましたので、全国的に、神宮寺が出来るようになったのであります。又、僧行基・空海が本地垂迹を唱えはじめました。神仏は元米同体で、印度は神の本地で、日本は垂迹なりとする説であります。山城国愛宕山はこの本地垂迹の典型的な道場でありました。

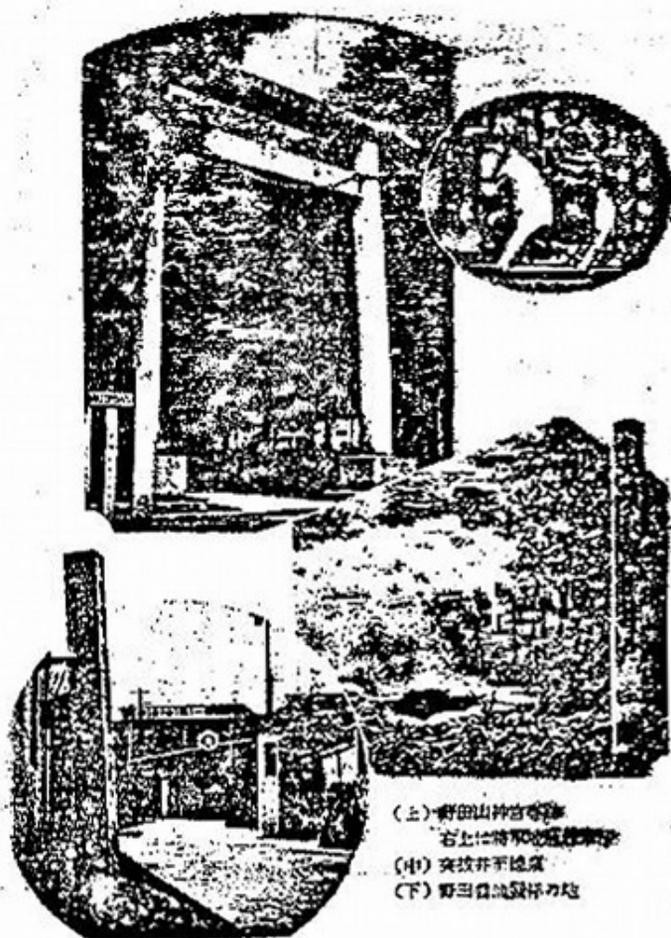
野田愛宕山が祭祀当時から神宮寺としての建立であつたかは、いまだ判然としていませんが、

西光院が別当として存立し、社僧として神事を修し、神社事務を執り、祈願祈禱の護摩を修し、愛宕本地としての靈符を願つていたので、当初からの建立説も考えられないことはありません。後代ではありますが境内には野田山神宮寺愛宕別当西光院の記念碑があります。明治元年に本地垂迹説が否認され、神仏分離の令によつて、神仏合祀は廃止されることとなりましたので、愛宕神社でも神殿より將軍地藏尊を下げて、後方の延命地藏堂に合祀されたのであります。明治四十二年、譽翁こと初代茂木啓三郎氏の発願によつて、延命地藏を横に移動させ、新しく堂宇を建立して、將軍地藏尊として祭祀したものです。そして、野田愛宕山は本地垂迹の現存する典型的な遺跡として、全国的にも珍らしい貴重な資料であることは、既に大正大学星野教授等によつて考証されております。

## ○突抜井至徳泉

至徳泉は、愛趣園にある突抜井の噴出する地下水の泉です。これは明治三十五年の夏季冷害で田畑を枯らした上に、秋の暴風雨と風水の為、住民が飢渴に瀕したので譽翁事初代茂木啓三郎氏を始め野田の造家達は、徒らに施米することは、真に難民を救うことにならないといつたので一定

の職を与える為、愛宕裏に公園築造の工事を起しました。そして、老幼男女を問わず、一定の賃銀を与えて救済したのです。これが後、愛趣園と名づけられたものであります。茂木啓三郎氏は続いて同地に突抜井の工事を起しましたが、世人はその業の至難であることを思つて、甚しい暴挙だと、笑うものもあつたのですが、翁は断乎これを強行し、遂に十八ヶ月余もかかつて、はじめて水が噴出するに至りましたので、町民は大いにその徳に感激しました。この突抜井の成功によつて、野山の地下水は優良であることが判明し、不衛生的な江戸川の水を汲むことが廃つて、住民も疫病から解放され現今の水道の先驅をなすに至りました。この突抜井が至徳泉と命名されて、今なお故人の偉徳を讃えるかのように噴出を続けています。



(上) 野田山神宮寺  
右上は特設の至徳泉  
(中) 突抜井至徳泉  
(下) 野田山神宮寺跡

芭蕉の石碕（野田上町、愛宕神社境内）

◇西行農庵もあ良無は難乃庭（碑表）

凡物之特群者、皆秀氣之所生也、是以為天下後世所宗而弗上也、芭蕉翁者俳諧家流之



松尾芭蕉句碑（愛宕神社境内）

今豪邁之氣、幽静之思、諷然見於詞句、

嗚呼翁之遺德為天下

後世所宗也、加之亦

得莫非秀氣之所生

哉、抑把其流者社而

稷稷之可也

文政戊子冬十月

二十一年

秋水池守龍撰

陶齊呂省吾書

◇百年の氣しきを庭の

落葉可那（碑陰）

龜水、千善、野外、高周、峯月、坂文、杉

司、正和、六山、高次、莊風、一川、里幽、

宗雅、こく庄、角半、尾伊、中兵、一照、

白木、葛女、梅枝、和道、江月、千代羅、

鼻祖也、翁天資豪邁、厭苦世故逃跡俳諧、

以樂幽靜之思也、故排香山卻少陵、十七言

之仮字劣以写懷亦所以省其煩也、景慕之徒

学之、号正風礼、往々造其堂者有之矣、至



風々舎鉄扇の句碑（愛宕神社境内）

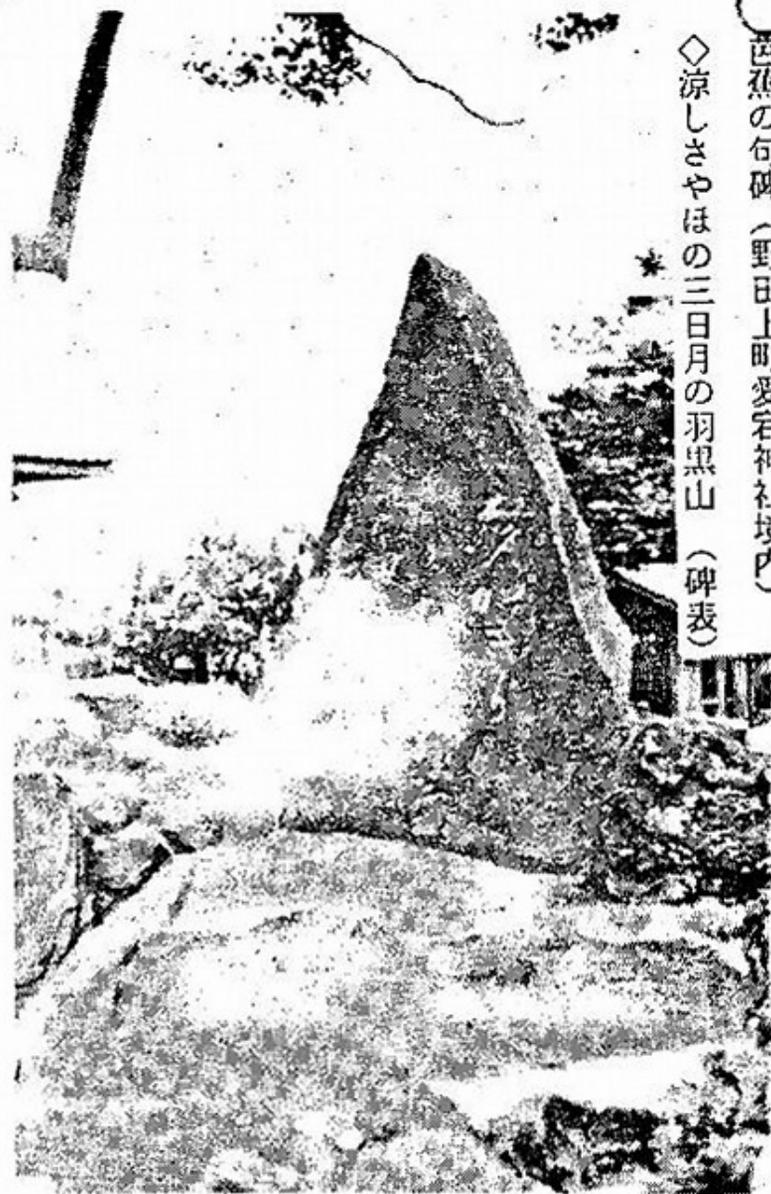
秀丸、米錦、藤子、露雪、松月、筆彦、小泉、旭紅、ささの、松蔭、錦糸、政丸、似風、荒風、鉄扇、催主臥月 などの建碑寄進者名の外に法師芭蕉の陰刻がある。

〔註〕芭蕉翁歿後百三十年を経た日（十月十二日）野田在住の風流者連が共賛し、臥月催主となり、元禄六年の句を撰び、偉業顕彰の意をもって建碑したもの。臥月は、花の本七世、田川鳳朗の

門で、十文園五世を次いだ臥月であろうか。風々舎鉄扇も名をつらねているが、大半は旧野田町の旦那衆で、坂文は坂倉文左衛門（名主）、中兵は中川兵蔵（百姓代）、尾伊は尾張屋伊兵衛、角半は荒木半兵衛、こく庄は飯島利兵衛（名主）で今日も米えている商家であ

西蕉の石碕（聖日上町愛宕社を境に）

◇涼しさやほの三日月の羽黒山（碑表）



茂木佐平治の句碑（天保12年）

（碑側及台石）

御本社表ヨリ門前迄  
二十二間敷石寄進、

文久三年癸亥三月吉

日順拜、為先祖代々

一切精靈菩提也。慶

応元年乙丑八月吉日

建之、願主中川源蔵、

同西宮仙蔵、同小張

四郎兵衛、同小張卯

八。字精進場無山坊

下道敷石二十二間寄

進、世話人待山惣七（外十二名略）、石工喜

兵衛。

湯殿山、月山、羽黒山、四国、秩父、坂東

順礼八十八箇所供養、天下和順、日月清明

天保十二年辛丑十一月吉祥日

当町中町 願主中川仲右衛門

〔註〕羽後の三山並四国西国巡拜を極めた際の心

境を芭蕉の句を仮りて記録したもの。それに後

年先祖菩提を弔らうために加刻したものであるが、芭蕉が羽黒山にのぼったのは元禄二年六月三日であった。

○歌 真顔の歌碑（野田上町愛宕神社境内）

◇あらそはぬ風の柳の糸にこそ堪忍袋ぬふべかりけれ  
台陽宗匠真顔

嘉永二酉（一八四九）五月、野田門人建之、年麗舎田中春則、願主柏樹園茂木広善、世話人中屋兵蔵、石工豊吉。

〔註〕鹿都部真顔、江戸時代後期の狂歌師、黄表紙作者、本名北川嘉兵衛、別号鹿杖山人、恋川好町、好屋の翁、狂歌堂、四方垣、俳諧歌場。宝曆三年江戸に生る。初め恋川春町の門に入り浮世絵と戯文を学び「元利安売鋸商内」の黄表紙を書いて名声を得たが、後、四方赤良に師事

して四方真顔と名乗り狂歌師となったが、狂歌に反感をもった当時の歌人に媚びて名称を俳諧歌と称え、高尚優美であることを主張したので宿屋飯盛らと対立した。文政十二年六月六日歿、享年七十七。墓所小石川久堅町極楽寺、法名俳諧歌場寿菩提阿真顔居士。この頃は野田の俳諧歌盛行時代である。柏樹園広善は、真顔の門人で、醬油造家柏家二代嫡男で、幼名を広右衛門といったが、家督を姉に養子を迎えて譲り、文政四年春、木白蔵を貰ひ、分家して初代茂木房五郎を称し、愛宕神社裏に新地を拓いたので屋号を「あらく」と号し「安楽」の文字を当てた。後世木白様と称され、町民その厚恩深徳に報いるため「木白靈神」として祀り尊崇されている。

○風々舎鉄扇の句碑（野田上町愛宕神社境内）

◇三光の外は桜の花明り 風々舎鉄扇

俳諧に遊へるも四十余年、身は市井にありながら、心は姥捨の月を詠し、身は吉野の花に吟ず（碑表）

慶応三丁卯季首夏中浣。

（企）知足、一川、梅溪、其翠、愛山。

（石見）観斉、芦風。

（示判）三保、有隣。

（立評）介我、氷壺、不染、為山。

彫工杉崎弥八

〔註〕江戸末期の野田の俳人が名を連らねたもので、その指導に当たったのは甘雨亭介我であった。

○茂木佐平治の句碑（野田上町愛宕神社境内）

◇声かぎりなけ郭公神乃森

天保十二年丑四月吉辰、当所茂木佐平治、行年七拾九歳書之

〔註〕醬油造家四代主茂木佐平治、幼名文五郎、

傘寿を前にして寿像を文字にして芭蕉の句碑のある愛宕の森に建てたもの。

以上、庶民文化の主流をなしていた江戸俳諧も、野田市域にあつては、主として商家（醬油造家）の旦那衆一派によって独占され、本當に庶民のものとして開花せず終始した観があつた。その後、明治初期における正岡子規から高浜虚子へと続く俳句（壇）革新の波が東京中心に展開され、それに対抗する河東碧梧桐の新派俳句など花々しいものがあつたが、野田地方に文化的な運動として庶民の間に定着する様になるには、なお時が過ぎ、大正末期以降漸く「野田戊申会図書館」利用者を中心に結成された「砂丘」社中による活動が

愛趣園内の點景



(上) 愛宕神社  
(中) 藤 棚

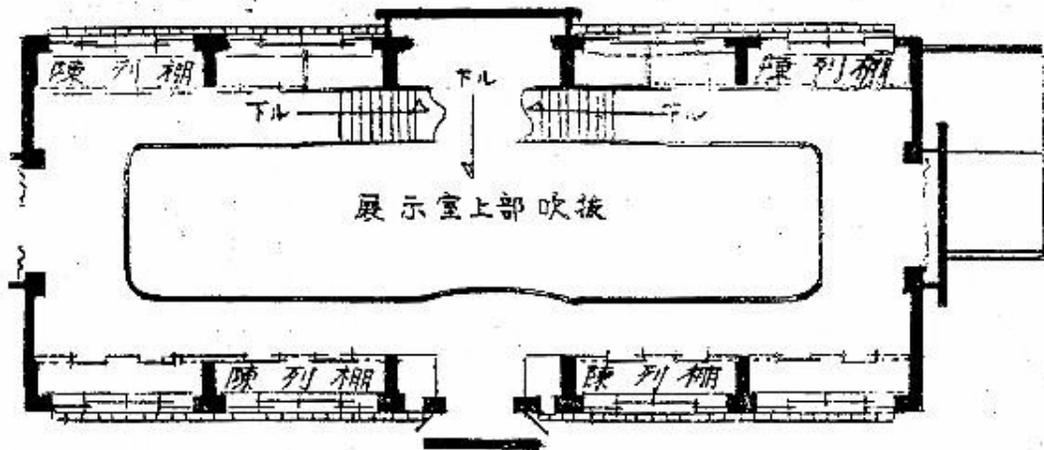


(下) 愛宕神社の彫刻

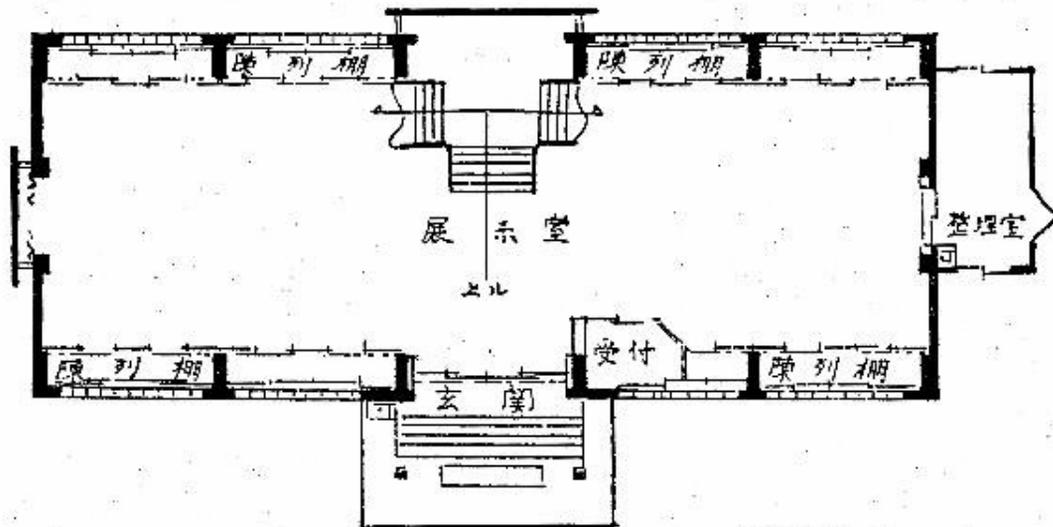
# 野田市郷土博物館案内



所在地 千葉県野田市野田370;  
電話 野田(0471)25-111



2階平面図



1階平面図

### 室構成及び仕上概要

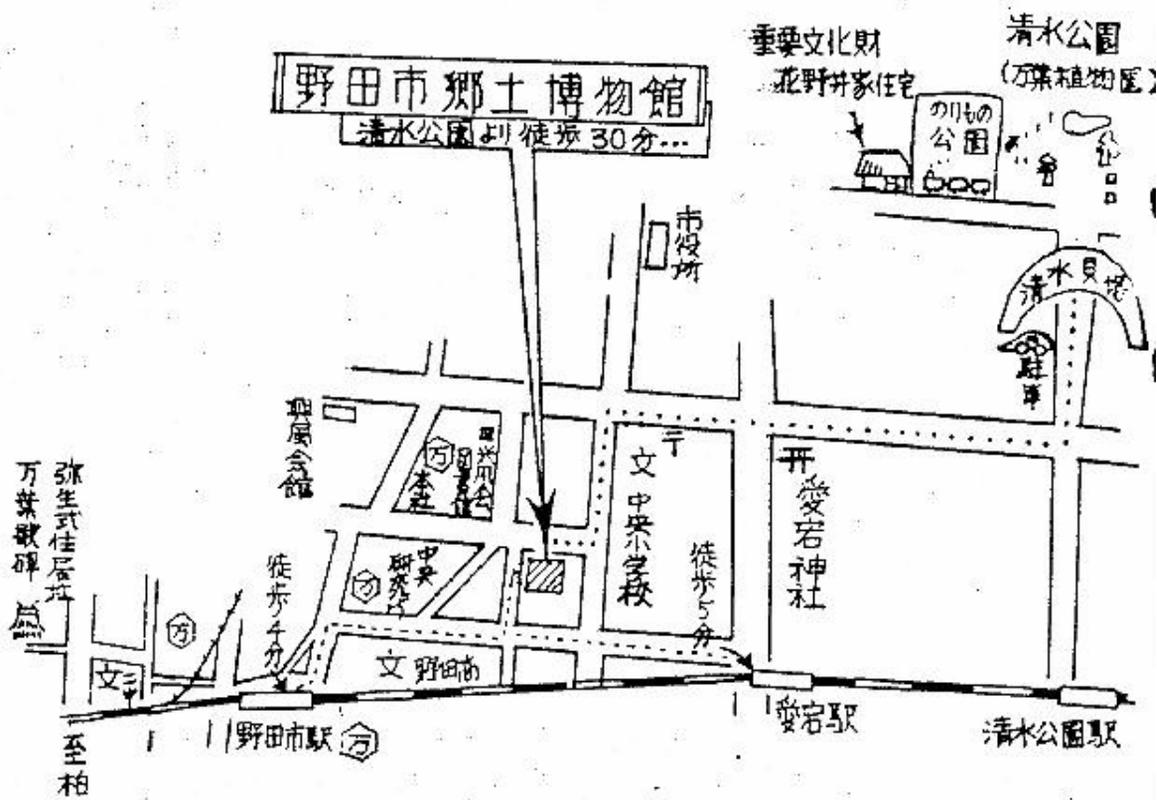
**展示室** 展示室周囲キャンティレバ  
ー構造によるギャラリーを  
設け、中央階段を通じ、ギ  
ャラリーを一周して展示物  
を巡覧する。

**室構成** 展示室及整理室、手洗所  
仕上概要 (外部) 壁体リシン塗、軒  
及腰コンクリート打ち放し  
建具 鋼・木製、屋根 銅  
板葺

(内部) 壁体モルタル下地  
スプレートサテン塗仕上。  
天井、木毛板張水性ペンキ  
塗仕上。床、イチプラリュ  
ーム敷。木部、スプレート  
サテン塗仕上。

**設備** (電灯) 蛍光灯五四灯、コ  
ンセント四〇ヶ所  
**手洗所** 和風瓦葺、木造建、東管式  
水洗浄化槽を設備

**設計** 山田 守



### 野田市郷土博物館

位置 千葉県野田市野田三七〇番地  
敷地面積 四、九五〇平方尺  
建物面積 四二四・八四平方尺

(内訳)

本館展示室及整理室 延三七八・一八平方尺  
作業室及研究室 三三平方尺  
付属手洗所 一三・六六平方尺

構造 鉄筋コンクリート造

外に作業室は鉄骨モルタル造、手洗所は木造

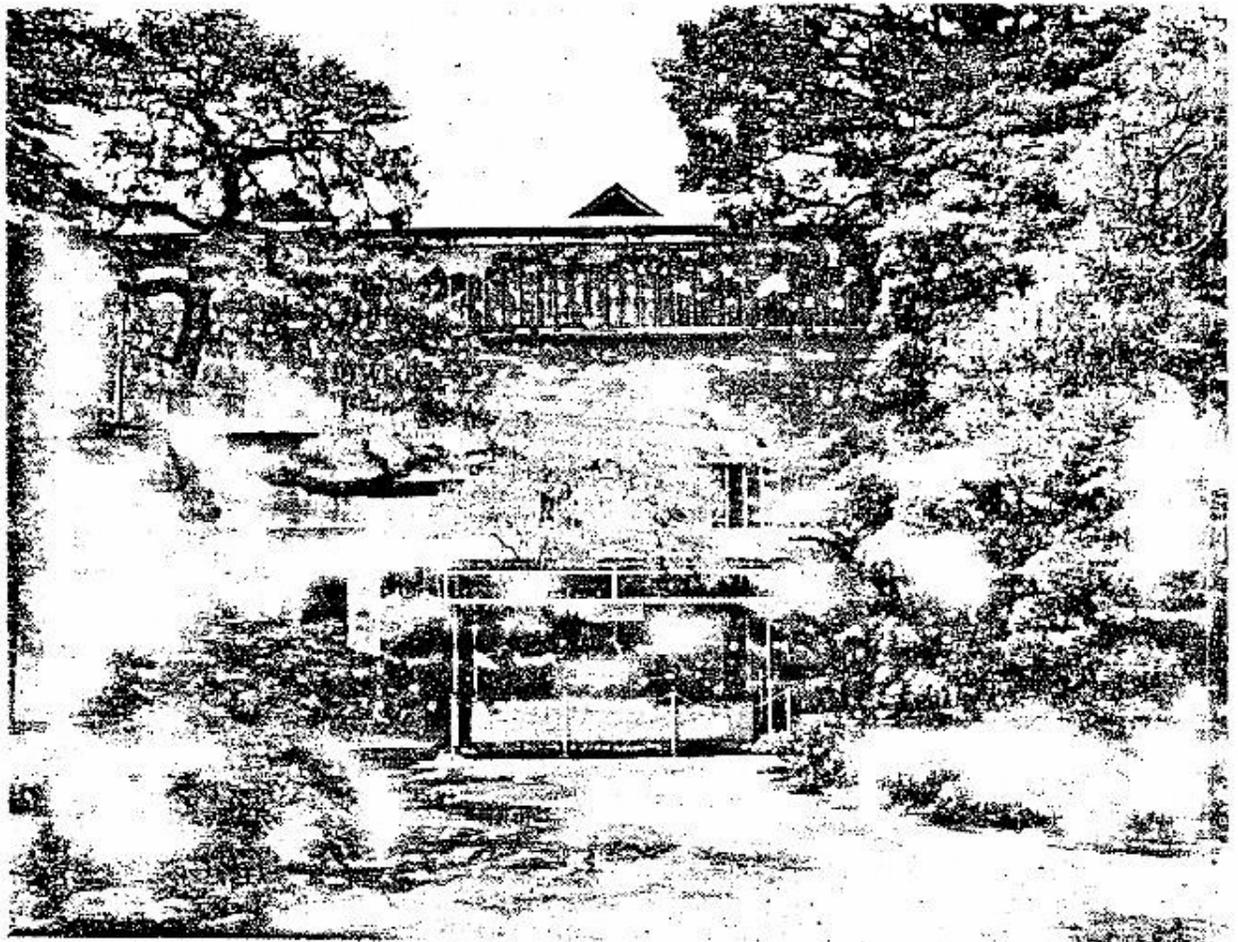
建築は展示室に主力を注ぎ、展示物に天然光線、人工光線の直射をさける構造とし更に室内照明にも注意をはらっている。また壁面も外壁との間に空間をおくなど、展示品の保全を才一義としている。

運営 開館 午前九時～午後四時

休館日 毎週月曜日、祝祭日、年末年始、その他

入館料 (無料)

交通 東武鉄道野田線、野田市駅または愛宕駅下車



野田市郷土博物館外観

## 沿革

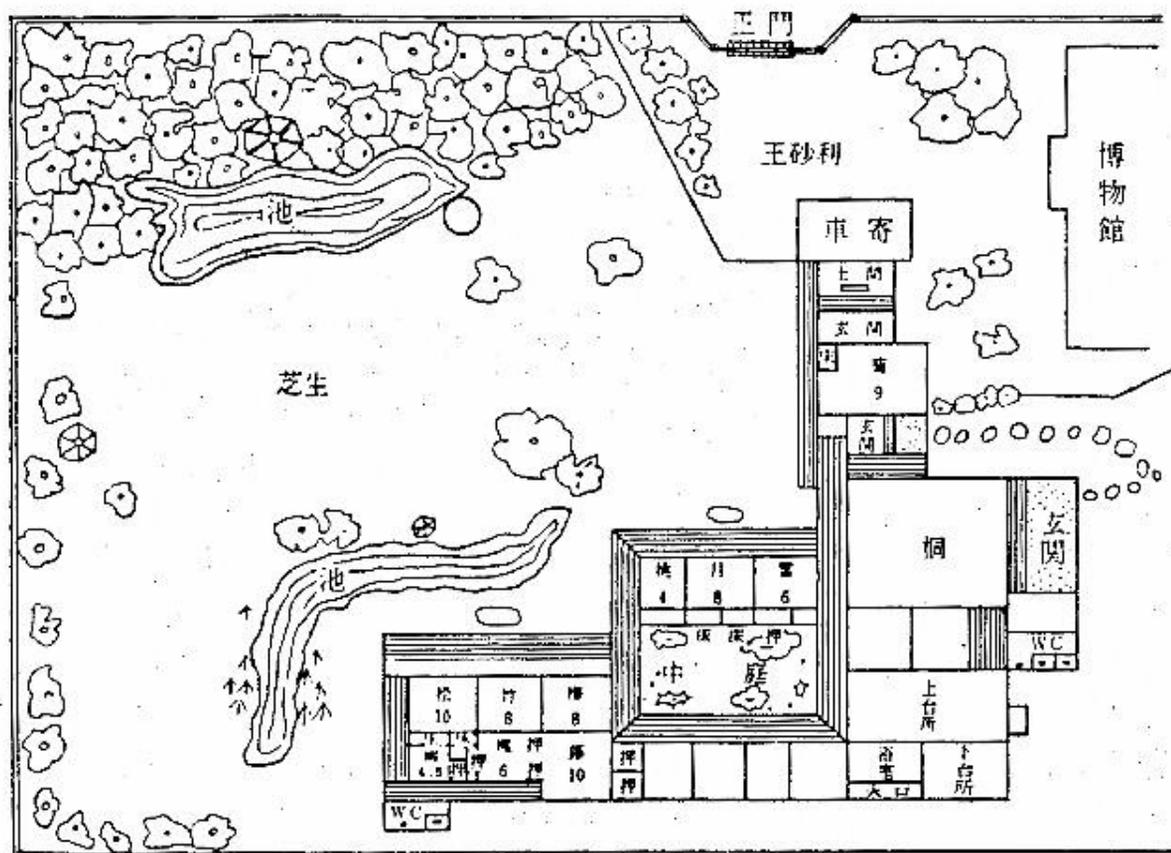
昭和二五年五月、野田市制施行にあたり、記念事業として博物館建設が計画され、昭和三四年四月十日、皇太子殿下の御成婚を記念して落成、開館のはこびに至ったものである。

その間、昭和二九年三月、市内有識者、市当局からそれぞれ若干名の委員を選出し「博物館設立準備委員会」を構成し、毎週木曜日を定例会とし、建設予定地、建物の規模、建物の設計、将来の運営などについての構想を深めると共に、資料の収集、保存を積極的に進め、博物館の開館にそなえたのである。

昭和三二年六月、従来の委員会は発展的解消し、「博物館建設特別委員会」が出来、同時にその規則が制定された。

博物館建設資金にはキッコーマン醤油株式会社などの寄付金、国の補助金、市費などをあて、昭和三三年七月二二日に着工、同三四年三月一五日に完成した。爾来一般歴史、民俗関係資料、醤油関係資料の展示、保管が行なわれている。

昭和三五年六月、博物館法による登録博物館として認定されている。



## 宏文苑・市民会館

昭和31年10月、野田醤油(株)創立40周年記念に、  
 旧茂木佐平治氏邸および1千万円の博物館建設基金  
 の寄附を受け、翌32年1月から市民会館として開放  
 33年5月この邸宅を含む庭園を宏文苑と命名した。

位 置	野田市野田 370 番地
敷 地	5,058m <sup>2</sup> (1,530坪)
総 建 坪	668m <sup>2</sup> ( 202坪)
本館建坪	496m <sup>2</sup> ( 150坪)

市  
民  
会  
館



市  
民  
会  
館

講演  
演

野田郷土博物館  
館長 下津谷達男

## 野田のあゆみ

野田市は現在、「中央・東・南・北・川間・福田」の六地区に分けられているが、これは、明治十一年七月、その当時まで定められておった江戸時代の大小三十六ヶ村が、「郡区町村編成法の実施」による第一次町村合併によって、野田町外六ヶ村となり、後、明治二十二年四月、昭和二十五年五月及び同三十二年四月の二次・三次の合併を経て市制が施行された、際便宜上設けられた地域区分である。これら旧三十六ヶ町村は、次の様に現在各地区内に大学として残っているが、その成立過程は、地勢・生産力・住民の定着度・支配関係等によって、幾度かの変遷を経て固定化したものである。

◇中央Ⅱ旧野田町（野田・中野台・清水・上花輪・堤台の各村合併）

◇東部Ⅱ旧旭村（目吹・奉目新田・鶴嶋新田・柳沢新田・宮崎新田・中根新田・大殿井・横内の各村合併）

◇南部Ⅱ旧梅郷村（堤根新田・花井新田・山崎・今上・桜台の各村合併）

◇北部Ⅱ旧七福村（蕃昌新田・吉春・谷津・五木・五木新田・岩名・座生新田の各村合併）

◇川間Ⅱ旧川間村（船形・中里・尾崎・東金野井の各村合併）

◇福田Ⅱ旧福田村（木野崎・三ツ堀・瀬戸・三ヶ尾・二ツ塚・保木間・灰毛の各村合併）

なお、以上の三十六ヶ村の地名が未だはつきり定まっていなかった頃（奈良・平安時代）現在の野田市域の大部分は、下総国葛飾郡十六郷「桜井

(手記)

・鷺宮・川辺・幸平・八木・吉川・戸ヶ崎・小合  
 ・高柳・戸張・深栖(北部)・野田(中央)・小金  
 野方(東部)・~~島~~(南部、一部風早)・金野井(川  
 間)・福田(福田)の各郷」等の内に属しておいた  
 と思われる。しかし、当時の各郷の領域、生産高  
 (石高)、支配関係等は殆んど知る事が出来ない。  
 さらに、郷内各村の明細が明らかに打ち出された  
 のは、ずっと後れて、天正十八年(一五九〇)八  
 月、徳川家康が関東八ヶ国を領有し、同時にその  
 家臣団(城主・旗本・代官ら)を各郷内に配置し  
 て一斉に検地を行って以来の事であった。

郷は、もと「サト」と読み、里と同義に使われ  
 ていたものを、後に「ゴウ」と音読したもので、  
 共に古代の行政上の区画の一つ。大宝律令制が完  
 成されるに至った時の地方行政区画の未端の組織  
 として大化二年(六四六)正月改新の詔に「国・

郡・里の制」として示されたことは、前章「野田  
 のあけぼの」でも記した通りである。

その後、靈龜元年(七一五)以降、出雲国風土  
 記(総記)に「件郷字者依靈龜元年式改里為郷」  
 とある通り、以後里は郷と同じものと見做され  
 た。しかしこれは自然村落を全く無視したため、  
 郷里の制(一郷三里、五〇戸一里)は、その後約  
 二十五年間程存続しただけで、天平十二年(七四  
 〇)頃に里は廃され、ついで郷の下部組織となり、  
 自然村落に視点を置いた郷を末端とする行政組織  
 が固定化するようになった。そしてそこは又、次  
 第に土着の豪族(武士・地頭)の発生源となり、  
 その後永くその地域を支配すると共に、農民結合  
 の単位として遺されていた。下総国猿島郡岩井  
 を中心に展開された平将門を主流とする天慶の乱  
 (九四〇)や、平忠常の乱(一〇二八)などで明ら

かなように、関東諸国に勢力を張っていった桓武平氏の増長とそれに対抗する地方武士団の発生及び生長をうながすに至ったことなどはその好例である。

この頃、野田市域に包含されていた各郷の殆んどは、八條院御領と称されていた。それは、鳥羽天皇（一一〇七—一一二三）が、皇女璋子内親王（八條院）に賜った御料（私有地・荘園）であったため、一般には荘ノ司として下河辺氏が支配していたので「下河辺荘」と唱えられている。現在市域内の各所に残っている金石類に「下河辺荘庄内領」と刻されているのはその名残りであるが、その領域（庄内領）を明確に把握することも亦むつかしい。お、むね今の埼玉県北葛飾郡の二郷<sup>半</sup>以北から古河に至る間、即ち三輪野江村より以北、茨城県西葛飾郡古河市までの古利根川東岸から現

利根川西岸までの一帯に至る五十四ヶ村を含んだものである。そして、その中心をなしていた支配地は古河で、そこに藤原氏秀郷流小山氏の族（政光の弟行平）が居城し、下河辺氏を名乗っておったのである。この頃、野田市域を構成しておった各郷村も、この荘（庄）内に包含され、源頼朝（清和源氏）の旗の下に参加し、鎌倉幕府草創に功があった下河辺氏の統治下に安堵されたのであった。ただ、現在南部地区に含まれている旧山崎村の一部は、風早郷小金領に属しておった記録もあるので、平忠章（桓武平氏）の子孫千葉常胤の一族風早常の支配地もあったのではないかと思われる。

二字名の「野田」その他市域内の地名が何時頃から定まったのかはわからないが、奈良朝の初め和銅六年（七二三）元明天皇が、「諸国郡郷の名は

二字の佳字にするように」と命じているので、おそらくその頃以降から唱えられたのであろう。

「野田」の起因については諸説があるが、「ヌタ・ニタ・ムタ・ノタ」(怒田・仁田・牟田・野田)等とはみな同源の語で、「湿地・泥田・泥地」の意を表わす言葉であり、野田市域内の地勢の特徴から推量して極めて妥当な地名と思われる。また「小金野方」は、現在の千葉県東葛飾郡鎌ヶ谷市を中心として南北に跨がって介在しておいた江戸時代以前からの「小金牧」(幕府直営の馬牧並遊獵地)であった所から生じ、「福田」は「フクダ・フカダ」(深田)で、「ヒクド」(低処)にも通じ、「ヒキダ」(引田・疋田)、「ヒクダ」(曳田・辟田)などと同じで、低地又低湿地を表わした意であろう。金野井及び烏等の地名の発想は明らかでないが、「山崎古跡鑑」(寛政九年写本)によれば「白頭鳥の奇瑞

が顕われた」との伝説が記されている。

また一説に、野田の地名の起因を、「康正元年(一四五五)古河城主足利成氏の属将野田右馬助が野田城に立籠ったことから始まる」ともいわれているが、氏名が地名に先行する例は極めて稀である。

この頃前後、即ち野(南北)朝・室町兩時代(一三三〇—一五七〇)を通じて、野田郷をはじめ、市域内の各郷村は、下総国(茨城県)古河府と、相模国(神奈川県)鎌倉・小田原兩府を繞る総軍の過中に置かれ、その間郷内を支配していた豪族(地頭)らの勢力関係及びその去就によって、その都度多少の変化はあったと思われるが、お、むね古河公方側に立っていた野田城主野田氏、関宿城主築田氏、また岩槻城主太田氏等の支配下に置かれたようである。従って市域内郷村の住民は、

約二五〇年の間、戦乱に明け暮れ安んじた生活を  
送れなかったものと想像される。

その後、永禄七年（一五六四）七月二十三日、

北条氏康が岩槻城主太田資正を宇都宮へ追放し、

その領域及び周辺の支城を支配し始めて以来、野

田地方にも漸くその手が伸び、更に天正三年（一

五七五）五月十一日、その子氏政も亦、関宿及び

水海（茨城県桜井郡香取村）両城の築山氏を陥落

させるに及んで、市域内各郷村は完全に小田原後

北条氏の掌中に帰したのであった。

しかし北条氏は、天正十八年（一五九〇）七月

五日、豊臣秀吉の軍門に降り、こゝに秀吉の全国

制覇が完成するのであるが、翌八月、徳川家康の

領地が関東に移されたことによって、関東八ヶ国

（相模・武蔵・安房・上総・下総・常陸・上野・

下野）の各郡郷は、家康という新らしい支配者に

よって総括され、引続いて家臣団（大・小名）の  
配属、代官の任命等によって領内の一斉検地が行  
われ、徳川幕府封建支配体制の第一歩が踏み出さ  
れたのである。

この時点で、市域内各郷村は、一時、土岐山城  
守定政（守谷城主）の在番支配となったが、引続  
いて関宿には松平康元（因幡守）が、烏郷山崎（南  
部地区）には岡部長盛（内膳正）が封ぜられ、そ  
の周辺地域を分割支配したのを始め、三河国（の  
ちの田中藩主）本多氏が福田郷木野崎村及び小金  
野方郷日吹村を領有する外、譜代の旗本知行地あ  
るいは幕府直轄地（天領）として支配されること  
となった。

かくして漸く永い兵禍から解放され、平穏な民  
政が敷かれるようになるにつれ、市域内の田畑の  
開墾も急速に進み、延宝四年代官南條金左衛門に

依って行われた第一次総検地時には農民も次第に定着増加していった。奉目・鶴嶋・宮崎・柳沢・中根・堤根・花井等七ヶ新田の外、蕃昌・座生・五木・山崎の各新田が開発されたのも、延宝以降享保年代までその生産高も明治初年時と殆んど変りないまでに進んでいた。

徳川幕府は、その後、軍政・民政双方の政策上から、寺社奉行・勘定奉行・若年寄等の職制を拡充強化し、大・小名領地、旗本知行地の統合、分割あるいは代官人事の異動をしばしば行い、市域内各村に設けられた村方三役（名主・組頭・百姓代）また五人組を通し、末端支配をゆるぎないものとしていった。勿論その間、この地方は天災、不作等相次いで起ったにも不拘、幕末に至るまで際立った動揺や混乱（一揆・逃散等）もなく、円滑に明治新政府の支配に移行していった。

次に江戸末期の旧各町村の支配並石高を示せば次の通りである。

中央地区

野田町（旗本領・松平甚兵衛知行） 三六

〇・六七四七

堤台村（右同） 二〇

三・九六五〇

上花輪村（天領・代官青山九八郎） 四〇

五・四五七〇

座生新田（右同） 一八

五・九四八〇

清水村（右同） 五〇

五・五九五〇

中野台村（右同） 一七

三・五二一四

同 村（旗本領・中込中左衛門知行） 一七

三・五二〇四

横内村(天領・代官青山九八郎)

一九

同村(右同・島田徳五郎知行)

一七

四・二二八〇

三・五二一四

中根新田(右同)

五五

東部地区

目吹村(大名領・本多豊前守領分)

七二

大殿井村(旗本領・松平甚兵衛知行)

一八

三・一九二〇

〇・八三七二

同村(天領・代官青山九八郎)

一一

南部地区

八・三〇四〇

山崎村(天領・代官青山九八郎)

一二五

宮崎新田(右同)

四九

九・一七七七

二・五七二〇

同新田(右同)

八

鶴嶋新田(右同)

五〇

四・三一一〇

六・三二四九

堤根新田(右同)

三六

柳沢新田(右同)

四七

一・九七五〇

六・二〇一六

花井新田(右同)

三七

奉目新田(右同)

一三

五・四三〇〇

〇・一〇〇〇

今上村(右同)

一一六

二・一三五〇

桜台村(天領・代官青山九八郎)

九

〇・七二六〇

同新田(天領・平岡久治郎)

五

二・五三五〇

北部地区

岩名村(天領・代官平岡久治郎)

八八

木野崎村(大名領・本多豊前守領分)

八一

四・一一〇〇

蕃昌新田(右同)

二九

三ツ堀村(右同)

五三

一・七五七〇

吉春村(右同)

四六

上三ヶ尾村(天領・代官青山九八郎)

二八

一・二一五四

谷津村(右同)

一八

下三ヶ尾村(右同)

五一

四・三三八〇

同村(旗本領・滝川八之助知行)

三七

西三ヶ尾村(右同)

一一

三・三七九〇

五木村(右同)

三一

同村(旗本領・一色撰津守知行)

三四

四・六四六〇

同村(旗本領・三橋善太郎知行)

〇・六三〇〇

瀬戸村（右同・稲垣富太郎知行）

三〇

東金野井村（天領・代官平岡久治郎）

六八

八・七一〇八

同 村（右同・駒井相模守知行）

二

船形村（右 同）

一九〇

三・〇八二〇

上灰毛村（右同・稲垣富太郎知行）

不明

尾崎村（右 同）

五三

保木間村（大名領・本多紀伊守領分）

一三

五・八二八九

三・七二六〇

二ツ塚村（天領・代官青山九八郎）

四

同 村（旗本領・駒井相模守知行）

一一

八・七〇一〇

同 村（旗本領・一色撰津守知行）

一〇

（以上）

三・八四六五

### 川間地区

中里村（天領・代官勝田次郎）

三二

三・〇六八〇

同 村（旗本領・都築七郎左衛門知行）

九八

ついで「明治以降のあゆみ」について概略を記せば次の通りで、日本的な激動の波を一樣にあびながら近代社会へ移行していった。

◇慶応四年伏見鳥羽の戦いの直後、朝廷は、幕府直轄領及び旗本知行地を没収し、一時肥後藩主

細川中将の預り所となし、下総国には桑山圭助（七月）、佐々布貞之丞（八月）の両名を下総御

料知県事に任命し管轄させた。次いで明治元年十月十五日、將軍徳川慶喜が政權を朝廷に返上したのに伴い、十二月、東京薬研堀に葛飾県を設置し、水築籠（小相）を知県事に任命し、管内（下総国猿島・埴生・千葉・印旛・相馬・葛飾の各部）を支配せしめた。従って市域内の町村の中大名領を除いて全て葛飾県の所管になる。

◇明治二年正月、葛飾県役所を流山加村台（旧本多家陣屋跡）に移した。六月、諸藩主が版（土地）・籍（人民）を奉還したので、関宿藩の実体は解消、藩主は籍を東京に移され藩知事に任命され形式上政府の一地方官となった。と同時に市域内の田中藩本多領の飛領地であった目吹・

木野崎・三ツ堀・保木間の各村は上知天領となつた。

◇明治四年七月、版籍奉還後、政府は国家権力統一のため、大久保利通・木戸孝允らの主唱により、薩摩・長州・土佐三藩の力を背景に廢藩置縣を断行、全国を三府三〇二県（間もなく統合して三府七二県）とし、府に府知事、県に知県事（後県令）を置き、中央集権政治を強化した。ここにおいて関宿藩は県となるが、十一月、下総国には印旛県が設置され、とりあえず本行徳村徳願寺に仮役所が開かれ、県令に川瀬秀治が任命され、葛飾県・関宿外三県（佐倉・生実・曾我野）の各町村は、印旛県に統轄されることとなった。

◇明治五年一月、印旛県役所を流山加村台の元葛飾県庁跡に移し、関宿にも支庁を設けたが、間

葛飾郡

山崎村

望月傳次郎

戸長頭取申

付候事

八月三日

印旛縣庶務

明治以降の行政区域並組織の変遷（印旛縣）

望月傳次郎

其方儀其區内副戸長

申付候戸籍原簿細目

戸長と諸事申合不審條

と儘年々檢査盡力勦務可

防致勤申一刀差辨出

廳上節々校認可

茲出候事

葛飾縣

明治以降の行政区域並組織の変遷（葛飾縣）

望月傳九郎門

# 第十三大区一小區

# 戸長申會族事

但等外二等准一産事

明治六年八月廿八日

# 千葉縣

明治以降の行政区域並組織の変遷（千葉縣）

もなく佐倉に移し、八月支庁は廃した。これより先、二月、印旛県は末端行政上の区域として大・小区制を定め、全管内九郡（千葉・印旛・殖生・葛飾・相馬・猿島・豊田・岡田・結城）内の町村を九大区七十四小区に分った。この時葛飾郡は第一大区となり、各町は第一乃至十三小区の中に区分された。次いで四月、名主・組頭・百姓代等のいわゆる村方三役の職を廃し、代って小区扱所を置き正副戸長・頭取を選ばせ村治（一切の行政事務）を掌理せしめた。

◇明治六年六月十五日、印旛県と木更津県（明治四年十一月設置）が統廃合され、下総国千葉郡千葉町に千葉県が置かれ、同時に役所も千葉町に設けられ、同月三十日、木更津県権令紫原和が千葉県権令に任命された。その後、八年五月管轄地の分配が行われ、この時は、現在の行

政区画がかたまつたといつてよい。

◇明治十一年七月、郡区町村編成法の施行により大・小区制が廃され、郡治分画及び郡役所の位置が定められ、旧来の下総国葛飾郡を西・中・東に三分し、江戸川以東は「千葉県東葛飾郡」と呼称されることとなり、十一月、郡役所を松戸駅に設け、木間瀬柔三が初代郡長に任命され管内を統治した。この時、市域内の各町村は、大きいものは独立し、小さいものは数町村聯合して戸長役場を置くことにより、さきの小区扱所は戸長役場又は聯合戸長役場と改称、役場は仮に戸長の私宅又は寺院、民家等に設けた。後、明治十七年七月、戸長を官撰とし、従前の戸長役場を廃し町村役場と称し、戸長の所轄区域を定め、山崎村、下三ヶ尾村、木野崎村、野田町、目吹村、吉春村、中里村の一町六ヶ村とした。

◇明治二十二年四月、市制町村制の実施によって、市域内の一町六ヶ村の再編成が行われ、野田町、旭村、梅郷村、七福村、川間村、福田村の一町五ヶ村となるのであるが、郡制は後、大正十二年三月十五日に廃止となった。

◇昭和二十五年五月三日、野田町、旭村、梅郷村、七福村の一町三ヶ村が合併し市制を施行し野田市を設置、市庁舎を野田町役場所在地とし、同時に合併村役場をそれぞれ出張所とする規則を定めたが、引き続いて七月十四、出張所設置条令を改めると共にその管轄区域を定め、野田町を中央、同旭村を東部、旧梅郷村を南部、旧七福村を北部の各地区と呼称するにいたつた。

◇昭和三十二年四月、町村合併促進法によって更に隣接川間、福田両村をも偏入合併し現在の大野田市が誕生したのであるが、その際も前例に

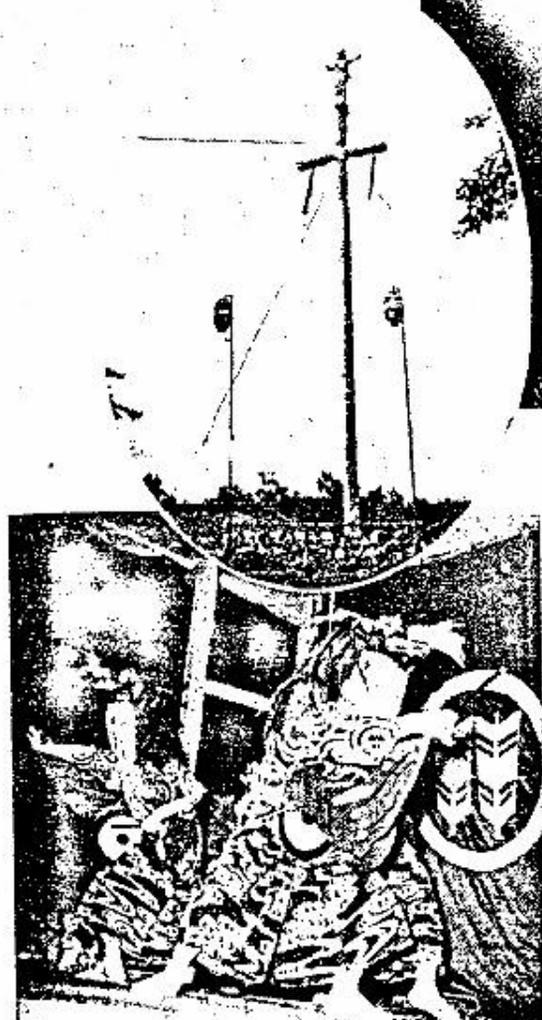
做って両村を川間、福田の両地区と唱えること  
となり今日至っている。



野田の津久舞

(上) 綱渡りにて下降す  
るところ

(中) 柱の頂上にて破摩  
弓を射る重次郎さん



(下) 野田の郷土芸バツ  
バカ獅子を舞う三人立  
宮詣り

## 醤油醸造と野田

「醤油」の文字が始めて文書に現われたのが「慶長二年版易林本節用集」(一五九七)であるが、しかもこの本(辞書)は、室町時代中期、文安元—文明六年(一四四一—一七四)の間に、建仁寺(京都市東山・五山の一)の僧が編さんしたと推定されているので、その実体を現在のものと比らべてみることは出来ないが、当時から日用食品の一つに加えられていたことは間違いない。

その後、永禄年間(一五五八—一六九)野田の地に、醤油造りが移入され、市郎兵衛(飯田)なる者が、溜醤油造りを始め、それがどんな関係で甲州武田勢に納められたか知るよしもないが、後に「川中島御用溜醤油となった」と伝えられ、その地

と思われる所が「野田の醤油発祥の地」として、市の文化財(史跡)に指定されているのもそのためである。その後、天正・元和年代に、下総市川の田中喜兵衛を始め、銚子のヒゲタ醤油の元祖といわれる田中玄蕃らが「溜醤油造り」を始めていたので、この頃から今日のような醤油が世上に現われるようになったのであろう。

しかし、近世の醤油造りは、寛文年代既に長崎出島の貿易商コンプラ社を通して遠く海外まで輸出されているので、この頃になると醤油も漸く一般に普及され始めていたものと思われる。野田の醤油造りも丁度この頃で、寛文元年(一六六一)当時上花輪村の名主であった高梨兵左衛門が創業、これと並んで茂木七左衛門が寛文二年から味噌の醸造を始めている。次いで七左衛門四代主夫人が隠居分家して茂木七郎右衛門家を興し、明和

二年（一七六四）高梨兵左衛門家と共同して造醬油業を始めている。

更に安永四年（一七七五）大塚弥五兵衛、杉崎市郎兵衛、竹本五郎兵衛らも醬油造りを始めた。

また天明二年（一七八二）には、近江商人甲田三郎兵衛から分家した甲田（後、孝多と改む）治郎兵衛も味噌醸造から醬油造りに転業している。

このように、はじめ農産物から始められ細々と担売りをして生業を続けて来た醬油造りが、寛文十一年に高梨兵左衛門が今川村江戸川岸に醬油仕込蔵を新設、さらに西蔵も増設するなど、事業経営規模が拡大して行くにつれ、次々とこの業を営む者が増加して行くようになった陰には、江戸川の開通による舟運の發達、川岸の整備が大きく影響したものと思われる。

関東の治水方策、河川の築堤事業は、江戸幕府

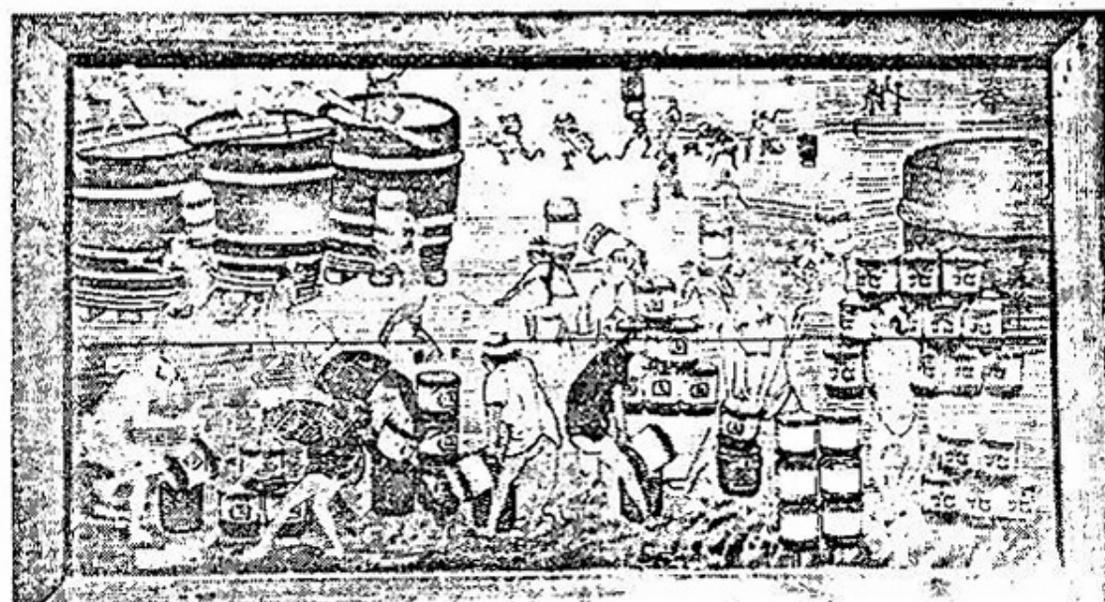
創設以来の懸案であって、家康江戸入部直後、郡代伊奈忠次の進言と監督の下に開始されているが、江戸川は、その後寛永年間、伊奈半十郎忠治が幕命をうけ、その属吏金杉村（武州）小島庄右衛門正重が直接監督に当り、寛永九年（一六三二）頃着工、関東平野を貫通する利根川本流を関宿から切落し、正保末年（一六四六）まで凡そ十数年の歳月と巨費を費し、関宿江戸町より金野井郷・松伏領金杉村を抜け、更に今川村（野田市今川）迄掘さくし、庄内古川に結ぶという大工事をほぼ完成させた。

これが現在の江戸川の本流であるが、これによって下総国庄内領の各村は永年に亘る水難から逃がれることが出来たばかりでなく、田圃の開發も進み、その兩岸に当る各村は、大消費地である江戸は勿論、常野州方面への物資輸送が飛躍的に

増大、それまで海路を菱垣廻船や樽廻船で大量に江戸へ運び、極上醤油として市場を独占して来た関西醤油は、江戸庶民の嗜好に適した関東濃口醤油の勃興と共に年を追って衰退していった。従って野田の醤油生産量は年毎に増加し、天明元年（一七八一）には、野田造醤油仲間が成立しているのである。そして、その仲間は、

亀屋市郎兵衛（飯田）、高梨兵左衛門、柏屋七郎  
右衛門（茂木）、茂木七左衛門、大塚弥五兵衛、  
杉崎市郎兵衛、竹本五郎兵衛

の七造家であった。この仲間は年番行事（幹事）を置いて、仲間の統制に当り、裏加金（税金）、相場、江戸問屋との掛合などを取仕切って、市場の確保と拡大に努力していたのであるが、天明二年（一七八二）に三代茂木佐平治、同八年（一七八八）に堀切紋次郎、文化六年（一八〇九）に大塚弥五



醤油造り松馬（天保15年）

—野田市文化財—



四郎、茂木勇右衛門家の醸造場その他が烏有に帰すという等々の災難に遭うこともあったが、高梨・茂木両家による醬油醸造業は日を追って盛大となり、更に時代の趨勢に基いて、明治二十年（一八八七）五代茂木七郎右衛門は、私設の化学試験所を設置して品質の向上に努むる一方、野田醬油醸造組合を結成、組合間の統一を保つこと等によって地域社会との結び付きを深め、また、その持っている資力を活用して地域の発展に永く寄与した。以後この組合の力によっておこされた主なる事業を列挙すれば次の通りである。

野田商誘銀行の設立（明治三十三年、現在の千葉銀行の前身）、野田人車鉄道株式会社設立（明治三十三年）、野田醬油醸造試験所の開設（明治三十七年）、野田―柏間県営便鉄道布設（明治四十四年、現在の東武鉄道の前身）、

合資会社三運送店設立（明治四十四年、現在の総武通運の前身）、野田病院の設立（大正三年、現在のキッコーマン病院の前身）、水道施設の完備（大正十二年、現野田市営水道事業）等々。

かくして、大正三年（一九一四）に勃発した欧州大戦は大戦景気を現出し、醬油業界も未曾有の好況に恵まれると共に、改進黨の氣運が台頭、地元野田に於てもまた、いち早く個人企業間の無徒な競争から脱皮し、茂木・高梨一族八家の企業強化を計るため、その合同を促し、大正六年（一九一七）十二月七日遂に野田醬油（株）を設立発展させるに至った（現・キッコーマン醬油株式会社）。その後、同会社は順調に進展したが、たまたま同社内に発足した労働組合が日本労働総同盟関東醸造労働組合野田支部となって以来、大正十一年

大正七年当時、  
第拾工場廣敷（職人休憩所兼寄宿舎）



醬油工場広敷（大正7年）

ルが繰り返えされ、  
会社側もその要求に  
対しては、その都度  
前向きに対処してい  
たのであったが、翌  
十二年三月、遂に全  
工員一、四〇〇人余  
によるストライキに  
迄発展した。

しかし、この時は、  
事態を重視した千葉  
県知事、内務部長ら  
の調停によって和解

（一九二二）桶工一七〇人が棟梁の別銭撤廃要求を  
してストライキを起した。その後賃銀制度や設  
備、待遇改善などをめぐり会社と組合間のトラブ

し、四月十二日野田町笑遊劇場で円満手打式が行  
われて解決した。その結果、「ひろしき」（広敷と  
称し、職工の雑居する宿舎）制が廃止され、賃銀、

労働時間制などが確立されるに至った。

ついで昭和二年四月、会社がその直屬運送店であり、従業員が野田支部組合員であった「丸三運送店」の外に、労使関係では第三者の立場にある「凡本運送店」に会社の貨物運送の一部を担当させることになったことについて、組合側では、それを会社側の組合破壊の謀略であるとし、団体協約権の承認と賃上げの実現を迫り、その解決手段として九月十六日遂にストライキに入った。争議は次第に深刻となり、暴行・傷害・脅迫事件など約三〇〇件にも及び、さらに広範囲にわたる不買運動にまで発展、翌三年四月十九日まで二一六日間に及ぶ我国労働運動史上で最も長期にわたる争議となった。

このような緊迫した状態の中で、三月二十日午後一時頃、東京駅前丸ビル附近で、野田争議団副



野田上河岸風景

团长堀越梅男による天皇陛下に対する直訴事件が突発、これをきっかけに、会社側、争議団側は、いずれも恐懼して歩み寄り、四月二十日労使双方共解決協定案を承認し漸く終止符が打たれたのである。

以後、日本は、昭和六年九月の満州事変勃発を契機として、対外的に緊張を深め、同七年一月の上海事変、同十二年七月の日華事変、同十六年十二月の太平洋戦争突入に至るまで、国家非常時体制は急速に強化拡大して行くのであるが、その間、野田の醤油業界は、天保元年に創業したキノエネ醤油（株）、大正十四年味噌製造から創まり、昭和八年醤油醸造をも始めた窪田味噌醤油（株）等、中小企業ともども順調に発展、昭和四年九月野田醤油醸造試験所の落成、昭和五年九月譽詰工場の竣工を始め、昭和六年（一九三一）十月には、

野田醤油関西工場の落成、同十二年五月にはヒゲタ印銚子醤油（株）との事業提携成立、同十四年三月宮内省御用醤油醸造所の竣工、同十七年四月野田産業科学研究所（財）の設立等々、直接醤油醸造に関係ある事業や施設の外、昭和四年には興風会（財）を設立し、今日まで半世紀の永い間、地域社会の教育・文化・社会事業各般に亘る事業の実施並援助に努める等、「醤油の町・野田」の名は、醤油の代表マーク「キッコーマン」と共に増増著名となった。

殊に、昭和三十三年六月、キッコーマン・インターナショナル・インコーポレイテッドを設立、同四十二年十二月、米国レスリーソールト社と醤油の現地詰上、包装及びテリヤキソースの製造契約を締結、同四十七年一月、アメリカにキッコーマン醤油醸造工場を建設するに及んで「野田の醬

油」は、いまや世界的商品として海外八十余ヶ国に輸出され、日本の輸出醬油の九〇%を占めるに至っている。

。千葉県野田郷土史

市山盛雄

。野田郷土史

佐藤真

。野田市勢要覧

野田市役所

右の資料により編集しました。